【様式２】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名	理財部 納税課

事案番号	11913
実施事案名	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案） （地方税の収納管理に関する事務）
政策等を策定する趣旨，目的及び背景	社会保障・税番号制度の導入に当たり地方税の収納管理に関する事務では、特定個人情報を含む収納情報管理ファイルを保有するため「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）」の規定により、平成２７年に特定個人情報保護評価を行い、全項目評価書を作成・公表しました。また、この評価書の分析に基づき特定個人情報の適正かつ厳格な取り扱いを維持し、流出その他の事態を発生させるリスク軽減に努めています。 この評価書につきましては、毎年見直しを行っていますが、評価書の公表から今年で５年目に当たり、社会情勢の変化等への対応や一層の安全性を追求するため、改めて特定個人情報保護評価を行います。 この再評価に当たっては、全項目評価書の作成段階での透明性の向上を図るとともに、できる限り多くの方の意思を反映させるため、広く市民の皆様からご意見を募集します。
策定根拠となる法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２８条 （平成２５年法律第２７号） 特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年特定個人情報保護委員会規則第１号） 特定個人情報保護評価指針（平成２６年特定個人情報保護委員会）
政策等の案の関係資料	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案）（地方税の収納管理に関する事務）の概要

★意見提出期間が３０日未満となった理由

実施結果の公表予定日	令和２年２月１３日（木）